

定例記者会見（4月）次第

○日 時 令和7年4月2日（水）
午前11時～

○場 所 第三委員会室

<出席者>

酒田市／市長、副市長、総務部長、企画部長、健康福祉部長、教育次長、
学校教育課長、市長公室長

酒田記者クラブ／各社
幹事社／山形新聞・Y T S

1 開 会

(1) 市長発表事項

・復旧・復興事業の進捗等実施状況について（総務課）

(2) 酒田記者クラブ 代表質問〔加盟幹事社〕

(3) 酒田記者クラブ フリー質問〔加盟各社〕

(4) その他

2 閉 会

◆その他配布資料

なし

酒田市被災者生活支援・地域支え合いセンターによる訪問等記録（基本方針1関係） [担当課：地域福祉課] R7.3.31現在

・訪問対象世帯（単位：世帯）

区分	みなし仮設	在宅	公営住宅等	合計
令和6年11月	6	195	52	253
令和6年12月	6	202	45	253
令和7年1月	10	201	42	253
令和7年2月	8	204	41	253
令和7年3月	8	210	38	256

※訪問対象世帯は、主に準半壊以上の被災世帯

・訪問等件数（単位：件）

区分	訪問	電話	来所	その他	合計
令和6年11月	305	3	2	0	310
令和6年12月	132	9	2	2	145
令和7年1月	80	11	1	0	92
令和7年2月	160	7	2	7	176
令和7年3月	125	5	1	0	131
合計	802	35	8	9	854

・相談内容（単位：件）

相談内容	越冬	家族関係	経済面	居住関係 (仮設)	居住関係 (再建)	就労関係	介護・ 福祉関係	健康・ 医療関係	その他	要望なし	合計
令和6年11月	13	3	5	8	46	1	1	9	35	56	177
令和6年12月	55	3	6	7	34	1	2	11	7	5	131
令和7年1月	23	3	8	1	28	2	2	20	7	15	109
令和7年2月	22	9	4	3	68	0	5	35	14	11	171
令和7年3月	3	6	2	7	27	0	3	21	22	22	113
合計	116	24	25	26	203	4	13	96	85	109	701

・見守り区分（単位：世帯・%）

区分	A：重点訪問		B：定期訪問		C：不定期訪問		D：訪問の必要なし		未訪問・調査中等		合計	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
令和7年2月	26	10.3	46	18.2	22	8.7	1	0.4	158	62.4	253	100.0
令和7年3月	40	15.6	68	26.6	29	11.3	1	0.4	118	46.1	256	100.0

※訪問頻度の目安 A：1か月以内に再訪問 B：2～3か月以内に再訪問 C：3～4か月以内に再訪問 ただし、支援状況を見て変更もありうる。

・再建支援区分（単位：世帯・%）

区分	再建可能世帯		日常生活支援世帯		住まいの再建 支援世帯		日常生活・住まいの 再建支援世帯		未判定		合計	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
令和7年2月	2	0.8	3	1.2	4	1.6	1	0.4	243	96.0	253	100.0
令和7年3月	27	10.5	9	3.5	17	6.6	10	3.9	193	75.5	256	100.0

・ふるさとカフェ等開催実績（単位：回・人）

	西荒瀬地区		八幡地区		松山地区		市街地・その他		合計	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
令和6年12月			1	20					1	20
令和7年1月	1	5	3	47	1	13			5	65
令和7年2月	1	5	3	55	1	15	1	6	6	81
令和7年3月	1	6	2	49	1	16			4	71
合計	3	16	9	171	3	44	1	6	16	237

各種インフラの復旧状況（基本方針2・3関係） R7.3.31現在

1. インフラの種類ごとの被害概要

種類	復旧が必要なインフラ等	主な被害
道路	東横線など24件	法面崩壊、路肩決壊等
橋梁	大平沢橋など4件	高欄破損及び落橋
河川	熊沢川など11件	河岸洗堀、護岸決壊等
公営住宅	市営住宅荒町団地（12戸）	住宅の床上・床下浸水、フェンスの破損等
農道	鳥海南麓幹線農道ほか	法面崩落、路肩崩落等
水道施設	荒瀬川水管橋など12施設	水道管の断裂・損傷等
下水道施設	八幡浄化センターなど2施設	水没による処理機能停止
農業集落排水施設	青沢地区農業集落排水施設	擁壁崩壊

2. 復旧事業の進捗状況

種類	担当課又は担当機関	復旧が必要なインフラ等の名称	被害の概要	進捗状況	着手時期または着手予定時期	完了時期または完了予定時期	備考（具体的な進捗状況） ※災害査定中、工事発注済など
農道	農林水産課	鳥海南麓幹線農道ほか（市管理農道）	法面崩落、路肩崩落等	工事発注前	R7	公共災での復旧は3年以内の完了を目標としている	応急措置（土砂撤去、大型土のう設置）は一部対応済
道路	土木課	東横線	法面の崩壊等	工事完了	R6.9	R6.12.20	応急本工事により完了
道路	土木課	緑沢線	法面の崩壊等	工事発注済	R7.4	R7.8.29	工事発注済（第3工区）
道路	土木課	前山線	法面の崩壊等	工事発注前	未定	未定	県の復旧計画との調整中
道路	土木課	古升田線	法面の崩壊	工事発注済	R7.4	R8.3.27	工事発注済（第2工区）
道路	土木課	日瀧線	道路崩落	工事発注前	未定	未定	農地復旧との調整中
道路	土木課	大平沢線	法面の崩壊	工事発注済	R7.5	R7.8.29	工事発注済（第3工区）
道路	土木課	六助早田線	護岸欠壊	工事発注済	R7.4	R7.9.30	工事発注済（第4工区）
道路	土木課	新出升田線	道路流出及び路肩欠壊	工事完了	R6.8	R7.3.31	応急本工事により完了
道路	土木課	升田大台野線	道路崩落等	工事発注前	未定	未定	R7.4開札予定
道路	土木課	大芦沢貝沢線	道路崩落	工事発注済	R7.5	R8.3.9	工事発注済（第5工区）
道路	土木課	三保六李代線	道路流出及び護岸欠壊	工事発注済	R7.4	R7.9.30	工事発注済（第4工区）
道路	土木課	芦沢線	路肩欠壊等	工事発注済	R7.5	R8.3.9	工事発注済（第5工区）
道路	土木課	上青沢海ヶ沢線	舗装流出等	工事発注済	R7.4	R7.10.20	工事発注済（第6工区）
道路	土木課	北境境川線	法面崩落等	工事発注済	R7.4	R7.11.21	工事発注済（第7工区）
道路	土木課	鳥海南麓1号線	法面崩落	工事発注済	R7.4	R7.11.21	工事発注済（第7工区）
道路	土木課	田沢新田南田沢線	路肩欠壊	工事発注済	R7.4	R7.11.21	工事発注済（第7工区）
道路	土木課	桜の里線	路肩欠壊	工事発注済	R7.4	R7.9.11	工事発注済（第10工区）
道路	土木課	十二滝線	路肩欠壊等	工事発注済	R7.5	R7.8.8	工事発注済（第8工区）
道路	土木課	上青沢海ヶ沢線	路肩欠壊	工事発注済	R7.5	R7.8.8	工事発注済（第8工区）
道路	土木課	鳥越山線	路肩欠壊	工事発注済	R7.4	R7.11.21	工事発注済（第7工区）
道路	土木課	辰ヶ湯線	法面崩落	工事発注済	R7.4	R7.7.19	工事発注済（第9工区）
道路	土木課	早坂家ノ前線	護岸欠壊	工事発注前	未定	未定	
道路	土木課	経塚線	法面崩落	工事発注済	R7.5	R7.12.26	工事発注済（第13工区）
道路	土木課	白糸線	道路崩落	工事発注済	R7.4	R7.7.19	工事発注済（第9工区）
橋梁	土木課	大平沢橋	高欄破損	工事発注済	R7.5	R7.6.30	工事発注済（第3工区）
橋梁	土木課	草田橋	高欄破損	工事発注済	R7.4	R7.9.30	工事発注済（第4工区）
橋梁	土木課	君畑橋	落橋	工事発注前	未定	未定	県の復旧計画との調整中
橋梁	土木課	谷地田橋	落橋	工事発注前	R7.3	未定	設計業務発注済
河川	土木課	熊沢川	河岸洗堀	工事発注済	R7.5	R7.7.11	工事発注済（第12工区）
河川	土木課	滝ノ沢川	河岸洗堀	工事発注済	R7.6	R7.2.10	工事発注済（第11工区）
河川	土木課	塚沢川	河川閉塞	工事発注済	R7.3	R7.12.26	工事発注済（第13工区）
河川	土木課	前貝沢川	護岸欠壊	工事発注済	R7.3	R7.8.8	工事発注済（第14工区）
河川	土木課	沢ノ内川	護岸欠壊	工事発注済	R7.5	R8.2.27	工事発注済（第15工区）
河川	土木課	湯ノ沢川	背面盛土流出	工事発注済	R7.5	R8.2.27	工事発注済（第15工区）
河川	土木課	平沢川	護岸欠壊	工事発注済	R7.4	R8.1.16	工事発注済（第16工区）
河川	土木課	矢流川	護岸欠壊	工事発注済	R7.5	R7.11.7	工事発注済（第17工区）
河川	土木課	内山川	護岸欠壊	工事発注済	R7.5	R7.6.24	工事発注済（第18工区）
河川	土木課	新井田川	護岸欠壊	工事発注済	R7.5	R7.11.7	工事発注済（第17工区）
河川	土木課	大俣川	護岸欠壊	工事発注前	未定	未定	
公営住宅	建築課	市営住宅荒町団地（12戸）	住宅の床上・床下浸水、フェンスの破損等	工事発注前	R6.8 (応急対応着手)	R7.11	応急対応済 R6年度は応急対応のみ実施（床下の泥出し、消毒、乾燥）
水道施設	工務課	荒瀬川水管橋	水管橋の流失	工事発注前	R7.5	R8.3	応急仮復旧済、令和7年度発注予定（発注準備中）
水道施設	工務課	谷地田橋水道添架管	水道添架管の断裂	工事発注前	未定	未定	応急仮復旧済、橋の架け替えに合わせて施工予定（調整中）
水道施設	工務課	三保六橋水道添架管	水道添架管の断裂	工事発注前	R7.5	R8.3	応急仮復旧済、令和7年度発注予定（発注準備中）
水道施設	工務課	君畑橋水道添架管	水道添架管の断裂	工事発注前	R7.5	R8.3	応急仮復旧済、令和7年度発注予定（発注準備中）
水道施設	工務課	芦沢橋水道添架管	水道添架管の損傷	工事発注前	R7.5	R8.3	応急仮復旧済、令和7年度発注予定（発注準備中）
水道施設	工務課	家の前橋水道添架管	水道添架管の断裂	工事発注前	未定	未定	応急仮復旧済、橋の架け替えに合わせて施工予定（調整中）
水道施設	工務課	白玉橋水道添架管	水道添架管の損傷	工事発注前	未定	未定	応急仮復旧済、橋の架け替えに合わせて施工予定（調整中）
水道施設	工務課	中台橋水道添架管	水道添架管の損傷	工事発注前	R7.5	R8.3	漏水無し、令和7年度発注予定（発注準備中）
水道施設	工務課	配水管（国道344号）	水道管の断裂	工事発注済	R7.3	R8.3	応急仮復旧済、工事発注済（上青沢地内ほかその1）
水道施設	工務課	配水管（一般県道鳥海公園青沢線）	水道管の損傷	工事発注済	R7.3	R8.3	応急仮復旧済、工事発注済（上青沢地内ほかその1）
水道施設	工務課	配水管（市道大芦沢貝沢線）	水道管の断裂	工事発注済	R7.3	R8.3	応急仮復旧済、工事発注済（上青沢地内ほかその1）
水道施設	工務課	配水管（市道古升田線）	水道管の断裂	工事発注済	R7.3	R8.3	応急仮復旧済、工事発注済（上青沢地内ほかその1）
下水道施設	工務課	八幡浄化センター	水没による処理機能停止	工事発注前	R7.5	R9.3	仮設運転実施中、令和7年度発注予定（発注準備中）
下水道施設	工務課	松山浄化センター	水没による処理機能停止	工事完了	R6.7	R6.8	仮設運転実施中（統合予定のため仮設で完了）
農業集落排水処理施設	工務課	青沢地区農業集落排水処理施設	荒瀬川の氾濫による擁壁崩壊	工事発注前	未定	未定	応急仮復旧済、河川改修に合わせて施工予定（調整中）

酒田市いじめ問題対応委員会 調査報告書 (R4. 3. 31) に基づく
自死に係る再発防止策の取り組み

R7.4.2

1. 組織的に対応できる学校づくり

①自死に係る研修の実施

- ・全教職員を対象にしたいじめや自殺予防に係る悉皆の教育講演会を実施

R5 自死予防に係る研修(SOS の出し方・受け止め方)

演題「子どもを守るために～自尊感情を高める関り」

R6 いじめの理解とその対応・支援の研修

演題「いじめの未然防止と適切な対応」

②教育相談体制の見直し

- ・スクールカウンセラー・各相談員・教育相談担当者連絡会で、学校での「事例研修会」「ケース検討会」を積極的に行うよう周知。また、教育相談事業における研修会で、「事例研修会」「ケース検討会」の方法について、講師から実践的な指導を実施。
- ・スクールカウンセラーを講師として、学校の実態に合わせた予防教育として SOS の出し方・受け方・人とのかかわり方等の講話やエンカウンターを実施。
- ・継続的な支援につながるよう、小学校からのスクールカウンセラー要請の際には、学区の中学校配属スクールカウンセラーを派遣。
- ・令和 5 年 7 月に児童生徒が個人に配付されている端末から直接相談できる「なやみ相談 SOS」を開設。

※スクールカウンセラー:学校で児童生徒や保護者、教職員の精神的な支援を行う心理の専門家

③いじめ防止基本方針の見直し

- ・令和 6 年度酒田市中学校生徒指導主事会議において、庄内教育事務所からいじめ防止基本方針の見直しについて指導。

2. 自尊感情を育てる小・中9年間の一貫性・系統性のある生徒指導の充実

①目指す子ども像の共有

- ・非認知能力を調査する酒田市独自の調査を年 2 回実施。分析結果を各学校に周知し、各中学校区での小中一貫教育の取り組みに活用。
- ・教職員が「自尊感情」の育成を意識して授業づくり等が行えるよう、酒田市学校教育の重点に「自尊感情」を育むための視点となる 10 項目を提示。

②生徒指導方針の共有

- ・令和 5 年度より「いじめを発見した時の対応の仕方」「登校渋りや不登校への初期対応」のワンペーパーを作成し、各学校で教職員が手元に置いて活用できるように年度初めに各校に配付。(別添配布資料)

③地域・家庭との共有

- ・「地域・学校・家庭のつながりの中で子どもを育てる」を演題に、家庭や地域の方に向けた講演会を文化センターで実施。

3. WEBQU の有効活用

- ・児童生徒の不安や悩みをいち早くとらえて支援できるよう、紙版の QU から変更した、各端末で共有できる WEBQU について、見方や支援のあり方や学級経営について学ぶ研修会を開催。

※WEBQU:子ども一人ひとりの理解と対処方法、学級集団の状態の把握と今後の集団づくりの方針を得ることを目的としてつくられた心理テストのこと。従来の紙媒体に比べ、結果が瞬時に分かり、学級経営や人間関係作りに生かしやすい等の利点がある。

QU は「Questionnaire-Utilities」の略

4. 教育委員会との連携

①年度始めの段階での不安定なクラスの情報共有

- ・課題を抱えている学校と教育委員会とで情報共有。状況に応じて、教育委員会指導主事やスクールソーシャルワーカー等を派遣。

※スクールソーシャルワーカー:社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家

②いじめ重大事態に発展する疑いのある事案の報告

- ・困難な事案について、指導主事が学校と連携を図り、状況に合わせて他の関係機関を含めたケース会議を実施し、対応の仕方を検討。

いじめを発見した時の対応の仕方

酒田市教育委員会学校教育課



担任・関係職員の動き

報告

- ・関係職員で情報を共有し管理職へいじめの事実を報告
- ・今後の対応の流れを確認

保護者連絡

- ・被害児童生徒の保護者へ、いじめの事実について情報を確認していることを丁寧に伝える
- ・家庭での様子などの情報を聞く

聞き取り

- ・事実を聞き取る（目的は事実の確認）

【聞き取りの順番とポイント】

- ①被害児童生徒
 - ②周囲の児童生徒（複数対応）
 - ③加害児童生徒（複数対応）
- ※1）一人に対して複数で対応する。
 ※2）②③は複数いる場合は、同時進行で聞き取りをする
 ※3）記録は時系列で取る
 ※4）聞き取った内容のすり合わせをする
 ※5）この時点で指導はしない



【聞き取り後の保護者への対応】

- ①被害児童生徒の保護者へ今後の指導方針も含めて連絡をする
- ②加害児童生徒の保護者にも、事実と今後の対応を連絡する
- ③被害児童生徒の保護者には、丁寧にかつ時間を空けずに、どのように対応が進んでいるのかを知らせる

指導・支援

- ・被害児童生徒、周囲の児童生徒、加害児童生徒への指導と支援
- ・被害児童生徒のニーズの確認
- ・感情的にならず事実に対する指導を行う

【児童生徒への支援ポイント】

- ①いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度で指導する
- ②被害児童生徒には、安心して学校生活を送られるよう具体的に教職員が説明し支援する
- ③加害児童生徒の内面に抱える不安やストレスにも寄り添う
- ④両者が前向きになれるような指導を心がける

【保護者への対応】

- ①被害児童生徒の保護者への調査結果の報告と今後の対応について説明をし、謝罪する
- ②加害児童生徒の保護者には、事実の丁寧な説明と今後の指導において、家庭と連携を図ることを願う

いじめの実態の解消

※謝罪や一度の指導で解消とせず、継続的に見守りを図る

3カ月

- ・再発していないか見守る
- ・被害児童生徒、加害児童生徒関わらず定期的な面談をする

【いじめの解消要件】

- ①いじめにかかる行為が止んでいること。相当期間（**少なくとも3カ月**）継続していること。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人及び保護者に対し、**面談等により確認**）

〈校内いじめ防止対策委員会

・管理職等の動き〉

◆初期対応の組織づくり

1. いじめられた子どもを徹底して守る。（継続した見守りを指示）
2. 保護者への連絡指示
3. 聞き取り体制の指示（誰が誰をどこで）
4. いじめ全体像を把握する。
5. 関係職員（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー含む）と情報を共有する。
6. いじめの認知



◆指導方針の決定

7. 指導の方向性を明確にする。
8. 全教職員の共通理解を図る。
9. 教職員の役割分担を考える。
10. 見守る体制【級外、担任】を整備する。（登下校・休み時間・清掃時間・放課後等）
11. 教育委員会や警察等の関係機関との連携を図る。



◆指導後の対応

12. 状況確認の会を定期的開催する。
13. SC等の活用も含め心のケアと予防教育を進める。
14. 必要に応じて保護者会やマスコミへの対応。



いじめの解消